

周南市下水道条例の一部を改正する条例制定について

周南市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市下水道条例の一部を改正する条例

周南市下水道条例（平成15年周南市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市下水道条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第5条 排水設備等の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、管理者の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第5条 排水設備等の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、管理者の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>